

●香川県公告第六百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十二月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十三年香川県公告第四百五十三号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ水田店
高松市東山崎町三八四一一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
関係法令を遵守し、周辺的生活環境に配慮した店舗運営を行うこと。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部商工政策課
高松市役所産業部商工労政課
 - 2 縦覧期間
平成十三年十二月十八日（月曜日）から平成十四年一月十八日（金曜日）まで